

将来に
備える

新宿区社会福祉協議会が あなたの任意後見人になります



任意後見制度とは、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、自分らしい生活を送れるよう備えておく制度です。あらかじめ選んだ方や法人(将来の任意後見人)と、将来お願いする内容を決め、公正証書で契約します。

任意後見人の役割

福祉サービスの
手続き

財産
管理



第1回 任意後見事業説明会

日程 平成30年6月6日(水) 10時～11時30分

会場 新宿区社会福祉協議会 地下1階会議室

(新宿区高田馬場1-17-20)

内容 任意後見制度の概要、新宿社協の任意後見事業の内容、
利用方法、利用料金など

対象 区内在住者、区内在住者の親族で事業に関心のある方

定員 40名

申込方法 電話・FAX・Eメール・ハガキ・窓口のいずれか。①～④を明記の上、下記までお
申してください。①氏名(ふりがな)②区内在住・区内在住者の親族の別③電話番号(FAX
申込の場合はFAX番号)④本説明会をお知りになったきっかけ

*応募者多数の場合は、抽選となります。落選となった場合のみ、お知らせします。



参加費
無料

申込締切
5/31(木)



本年度は、9月・12月・3月にも
説明会を予定しています。



新宿区社会福祉協議会による任意後見事業のメリット

メリット①
【福祉の視点×地域とのつながり】
を活かした支援を行います。

メリット②
公共性が高く、安心して任意後見制度を
ご利用になれます。

＜＜ 問合せ・申込先 ＞＞ ぜひ、お気軽にご参加ください。お待ちしております。



新宿区社会福祉協議会 新宿区成年後見センター
新宿区高田馬場1-17-20

TEL: 5273-4522 FAX: 5273-3082

e-mail: skc@shinjuku-shakyo.jp

